

南箕輪村森林整備計画 変更計画書

(令和6年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 15 年 3 月 3 1 日

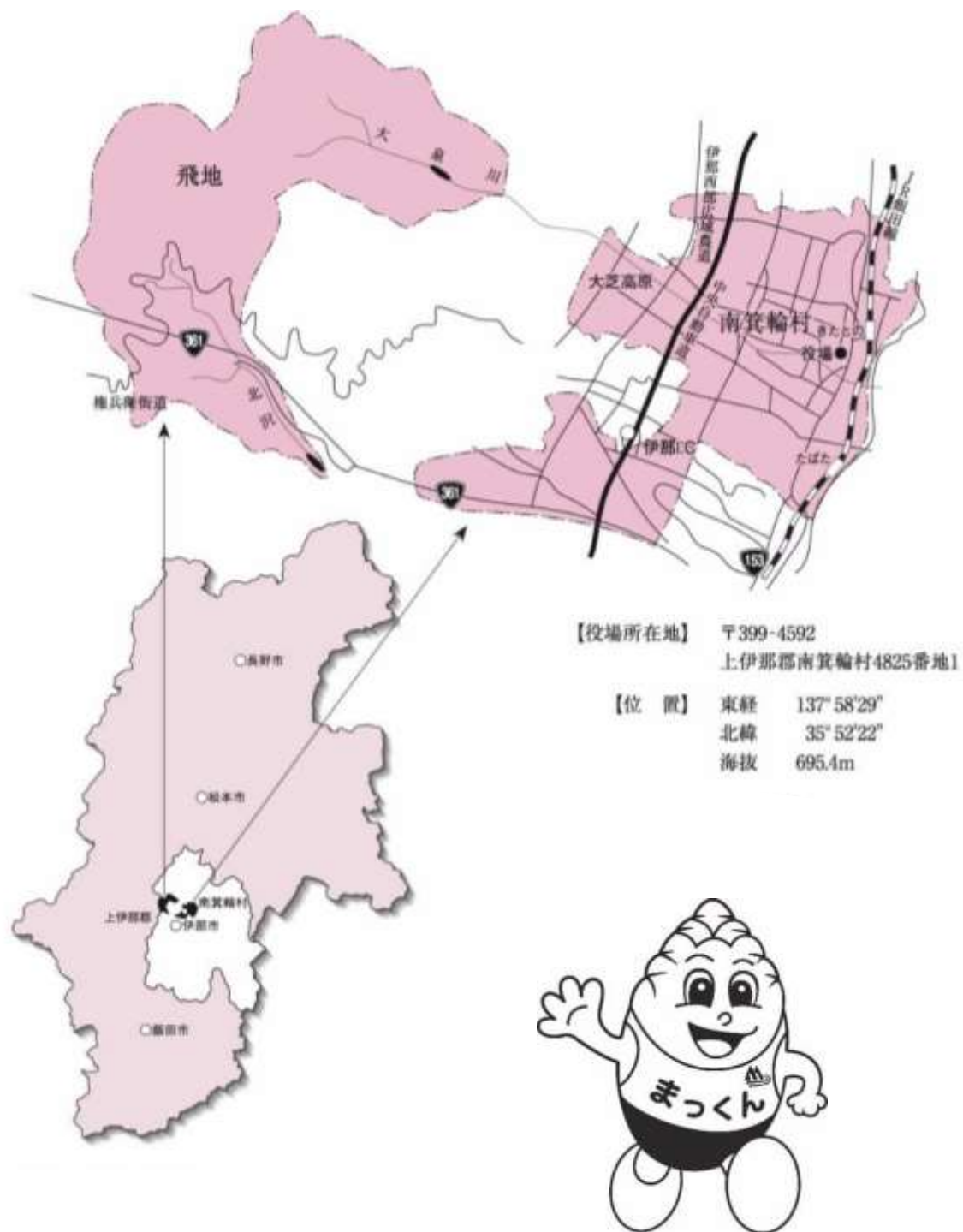
長野県
南箕輪村

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、南箕輪村森林整備計画を変更する。
なお、南箕輪村森林整備計画の変更は、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ①特に効率的な施業が可能な森林の区域の新設（P26）

南箕輪村位置図



目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	7
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	9
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	10
1 樹種別の立木の標準伐期齢	10
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	10
3 その他	12
第2 造林	13
1 人工造林	13
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	15
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	18
(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	18
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	18
第3 間伐及び保育	19
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	19
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	

2 保育の種類別の標準的な方法	20
3 その他	21
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	22
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	26
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	26
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	26
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	27
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	27
5 その他	27
第6 森林施業の共同化の促進	27
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	28
4 その他	28
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	28
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	28
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	29
3 作業路網の整備	29
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
4 その他	30
第8 その他	30
1 林業に従事する者の養成及び確保	30
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	30
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	30

III 森林の保護

第1 鳥獣害の防止	31
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
2 その他	31
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	31
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	31
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	32
3 林野火災の予防の方法	32
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	33
5 その他	33
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域	34
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	34
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	35
4 その他	35

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成	36
2 生活環境の整備	36
3 森林整備を通じた地域振興	36
4 森林の総合利用の推進	36
5 住民参加による森林の整備	37
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	37
7 その他	37
【計画策定の経過】	38

VI 参考資料

1 人口及び就業構造	39
2 森林転用面積	39
3 森林資源の現況等	40
4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	40
5 市町村における林業の位置付け	40
6 林産物の生産概況	40
7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	40

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位 置（南箕輪村役場）

東経 137° 58' 29 " 北緯 35° 52' 22" 海拔695.4m

◇面 積

40.99 km²（飛び地面積 20.10 km² 飛び地率 49.14%）

◇土地の地目別面積＜令和4年1月1日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
5.41 k m ²	3.75 k m ²	3.93 k m ²	2.77 k m ²	1.02 k m ²	24.11 k m ²

◇気 象（令和4年中、伊那地域気象観測所）

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
12.6 ℃	36.7 ℃	-10.9 ℃	1255.5 mm	2.2 m/s

◇地形・地質

伊那谷北部に位置する南箕輪村は、平地部分の12地区と経ヶ岳を含む山林部分は境界が接していなく、隣接の伊那市を通らないと往来ができない「飛び地」で成り立っている。

地形は、天竜川以西に広範囲に広がり、逆断層による中央アルプスの造山運動に起因する傾斜によって、西端の経ヶ岳（標高 2,296.3m）から東端の田畑駅付近（標高 651 m）に向かって、約 1,650mの標高差をもって温暖な地である。

また、地質においては、西部の山地帯は砂岩や頁岩などで形成されており、断層によって破碎されたところも多い。ここから押し出された土砂が、広く扇状地状に堆積され、大芝高原付近の広大な地形を作り、更に断層で切られて最下段の田畑駅付近に至る。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村の総面積は、4,099ha であり、森林面積は 2,306ha で総面積の 56.2%を占めている。民有林面積は、2,217ha で、そのうち人工林の面積は 1,660ha であり、人工林率は 74.9%となっている。

また、樹種別ではカラマツが 1,376ha で全体の 62.1%となっている。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面 積	1,660	1	1,661	95	422	38	555	1,755	423	38	2,217
	蓄 積	418,569	30	418,599	21,983	46,375	－	68,358	440,552	46,405	－	486,957
国 有 林	面 積	64	－	64	－	－	25	25	64	－	25	89
	蓄 積	9,806	－	9,806	－	－	－	－	9,806	－	－	9,806
合 計	面 積	1,724	1	1,725	95	422	63	580	1,819	423	63	2,306
	蓄 積	428,405	30	428,435	22,417	46,366	－	68,783	428,140	46,390	－	474,530

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含む。

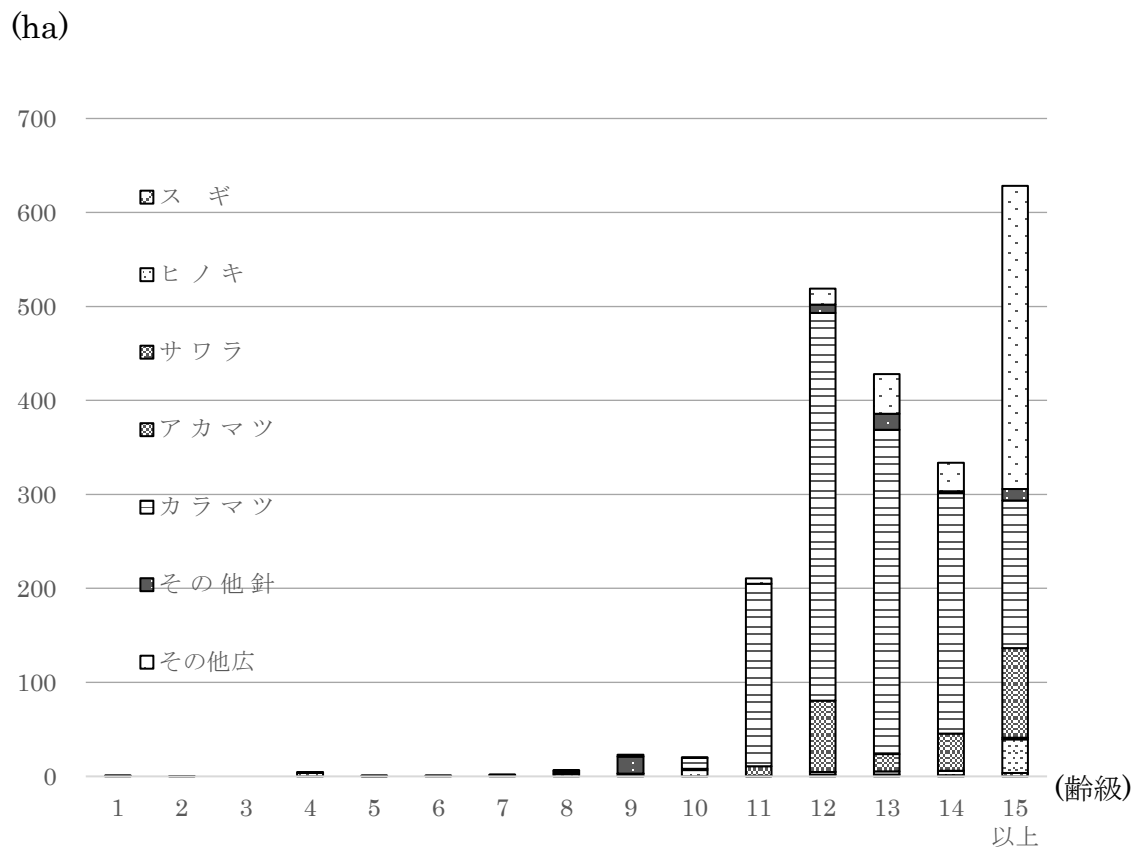
民有林の人工林割合 面積 74.9% 蓄積 85.9%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積(ha)			蓄積(m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	246	11.3%	0.6%	59,200	12.2%	0.6%
カラマツ	1,376	63.2%	2.3%	334,185	68.6%	2.1%
スギ	9	0.4%	0.1%	3,328	0.7%	0.1%
ヒノキ	63	2.9%	0.2%	34,976	7.2%	0.5%
その他針	61	2.8%	0.7%	8,863	1.8%	0.5%
広葉樹	423	19.4%	0.5%	46,405	9.5%	0.5%
計	2,178	100%	－	486,957	100%	－

注1) 「比率」は、南箕輪村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、伊那谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態の状況は、公有林が 56.6%、私有林が 43.4%となっている。

私有林の内訳は、集落有林、団体有林の割合が高い。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面 積		蓄 積	
			割合		割合
公有林	県	163ha	7.4%	21,590m ³	4.4%
	市町村	1,033ha	46.6%	219,356m ³	45.0%
	財産区	61ha	2.7%	18,878m ³	3.9%
	計	1,257ha	56.7%	259,824m ³	53.3%
私有林	集落有林	420ha	18.9%	100,965m ³	20.7%
	団体有林	367ha	16.6%	83,986m ³	17.3%
	個人有林	129ha	5.8%	29,458m ³	6.1%
	その他	44ha	2.0%	12,724m ³	2.6%
	計	960ha	43.3%	227,133m ³	46.7%
合 計		2,217ha	100%	486,957m ³	100%

③ 林業労働の現状

令和4年度の上伊那地域振興局管内の林業事業体数は28事業体、内訳は森林組合1組合、素材生産業が19社、その他8社である。総従事者数は161名である。

森林組合、素材生産事業体で高性能林業機械の整備を進めている。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)	備 考
森林組合	1	27	上伊那森林組合
生産森林組合			
素材生産業	19	93	
製材業			
その他	8	41	
合 計	28	161	

注) 上伊那振興局管内全体の数値

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機		12		1	13
モノケーブル					
リモコンウインチ		14		2	16
自走式搬器	1	7		2	10
運材車	2	10	20	2	34
ホイールトラクタ		6		3	9
動力枝内機				3	3
トラック	4	11		1	16
グラップルクレーン		3		8	11
フェラーバンチャ		1			1
スキッダ		1			1
プロセッサ	1	9		1	11
グラップルバケット	1	14			15
ハーベスタ	1	5		1	7
フォワーダ	4	9		2	15
タワーヤーダ		1			1
スイングヤーダ		10			10
合 計	14	113	20	26	173

注) 上伊那振興局管内全体の数値

④ 林内路網の整備状況

【路網整備状況(令和3年度末)】

区 分	路 線 数	延 長		密 度
			うち舗装	
林 道	2	5.7km	1.71km	2.57m/ha
森林作業道	32	27.79km	0km	12.51m/ha
合計	34	28.36km	1.71km	15.08m/ha

⑤ 保安林の配備

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	1,796.43ha	81.0%
土砂流出防備保安林	163.06ha	7.3%
土砂崩壊防備保安林	1.97ha	0.1%
風害防備保安林	39.01ha	1.8%
水害防備保安林	ha	%
干害防備保安林	ha	%
落石防止保安林	ha	%
保健保安林	38.79ha	1.7%
風致保安林	ha	%
合 計	2,039.26ha	91.9%

注) 森林簿データより

⑥ 地域の取り組み状況

○大芝村有林の住民参加

大芝地区に現存する約 150ha の村有林は、伊那谷でも屈指の規模を持つ貴重な平地林であり、住宅地に近く、交通の利便性が良いことから年間約 50 万人が訪れるレクリレーションの森「大芝高原みんなの森」として利用されている。

平成 19 年から開催している育樹祭などを通して住民参加による除伐・下草刈り等の作業を計画的に実施し、多くの村民が森林整備作業に関わっている。また、一部には学校林と指定した区域 (4.8ha) があり、学校と協力しながら学生の森林・林業体験とともに森林整備を進めている。さらに、信州大学農学部との連携を図り、大芝村有林の森林整備にも取り組んでいる。

また、近年の松くい虫の被害拡大により、枯損が進むアカマツを枯れる前に有効活用する形で事業を進めると共に、森林の再生プロジェクトが進められている。

(3) 森林・林業の課題

ア 森林整備の推進

平地林は大芝村有林に代表されるアカマツと下層のヒノキの複層林が多く、全体に農地や住宅地または工業団地周辺における生活環境保全を目的とする森林が多い。また、山林部の「飛び地」は、大泉所山及び北沢山双方とも山岳部にあって、カラマツを主体とした水源涵養並びに国土保全を目的とする森林地帯である。このような現状の中で、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の質的向上を図りながら優良材の生産ができるように、現在の樹種別木材価格と将来の需要を予測しながら市場性の高い特色ある木材の生産地形成を目指し、アカマツ・ヒノキ・カラマツの構造材及び長伐期による大径材の生産地化を目指し、そのための除間伐を積極的に実施していく必要がある。

また、特に久保地区から神子柴地区へ続く段丘林については、土砂崩落等が起きないように適切な管理を行う必要がある。

イ 基盤整備、担い手等の推進

森林整備を実施していくため、現在の森林を整備しつつ、恒久的な生産のための施業に対応できる高性能林業機械の導入や担い手の育成を図るなど体制づくりの強化をしていく必要がある。

さらに、間伐等の森林整備により生産された木材の中で、市場に出せない低質材を活用することが必要であり、こうした活動を展開するために地域住民を主体とした取り組みを積極的に促進していくことが必要である。

ウ 公共施設等への地域材利用

「南箕輪村木材利用推進方針」に基づき、公共施設等の整備には、積極的に地域の木材を使用する必要がある。

エ 野生鳥獣被害対策

野生鳥獣被害対策として南箕輪村鳥獣被害対策協議会を設置しており、南箕輪村鳥獣被害対策実施隊と連携した防除対策を積極的に進める。

オ 松くい虫対策

調査によって発見された枯損木について、地権者の協力を得ながら伐倒駆除を進める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととする。

〔水源涵養機能〕 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透機能を促進する施設等が整備されている森林
〔山地災害防止機能／土壌保全機能〕 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌の保持能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
〔快適環境形成機能〕 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
〔保健・レクリエーション機能〕 原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林
〔文化機能〕 街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等から構成され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
〔木材生産機能〕 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

イ 森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

(ア) 水源涵養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、造林施業の推進を併せ、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じ天然力も活用した天然林施業も推進する。さらにダム等の利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

森林施業に当たっては、長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進する。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により長野県の「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進める。

(ロ) 快適環境形成機能森林

森林施業に当たっては、地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。

(ハ) 保健・レクリエーション機能森林

森林施業に当たっては、立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

(ニ) 文化機能森林

森林施業に当たっては、史跡、名勝地と一帯となり優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進する。

(ホ) 木材生産機能森林

森林施業に当たっては、木材の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

(ア) 山林部の「飛び地」においては、成熟しつつあるヒノキ・カラマツ人工林の搬出間伐施業を進めるとともに、自然環境及び水源涵養機能を重視した森林整備を進めながら、木材の循環利用をめざしていく。間伐を中心に計画的かつ効率的に実施していくように、林道、作業路網を集中的に整備するとともに、森林組合等による間伐材全般の搬出を積極的に支援していく。

(イ) 大芝高原においては、大芝村有林森林整備基本計画をもとに景観の維持、造成を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、環境保全を考慮した整備を推進する。

- (ウ) 住宅化の進んでいる飛地以外の里山においては、残された里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場として景観の維持を図り、また山地災害防止のための森林整備を推進する。少しでも森林所有者の経費負担を軽減するために、村財源による森林造成事業への嵩上げ補助を行い、施業の共同化とともに森林整備を積極的に推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、長野県、南箕輪村、森林所有者、上伊那森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進する。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行する。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹 種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針 葉 樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広 葉 樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮する。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討する。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画する。また、一箇所に集中しないよう配慮する。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意すること。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の育成状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
市町村認定の森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、地域振興局 市町村認定は市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注)「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)を提出した森林については、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」の提出が義務付けられています。」

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとする。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
ス ギ	中庸仕立て	3, 000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3, 000本	
アカマツ	中庸仕立て	3, 000本	
カラマツ	中庸仕立て	2, 300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3, 000本	
広葉樹	中庸仕立て	3, 000本	

注) 上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗については特にコスト削減の取組とコンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
オオバヤシャブシ(カバノキ科)	アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ(カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	アベマキ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)
カシワ(ブナ科)	クリ(ブナ科)	エゾエノキ(ニレ科)
ケヤキ(ニレ科)	フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)
ヒロハカツラ(カツラ科)	タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)
ホオノキ(モクレン科)	ヤマザクラ(バラ科)	カスミザクラ(バラ科)
オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)	ウワミズザクラ(バラ科)
イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)
ナナカマド(バラ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)
ナツツバキ(ツバキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)
オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)
カラマツ(マツ科)	キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)
モミ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)
コメツガ(マツ科)	スギ(スギ科)	コウヤマキ(コウヤマキ科)
ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)	アスナロ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考)

ぼう芽更新樹種一覧表

区 分	樹 種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及 びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するお おむねの限界根元直 径(参考)
更 ば 新 う 樹 芽	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm

	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。必要な場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。

①更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる

範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とする。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)m×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5 プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置する。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。

なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とする。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとする。)

なお、調査記録は、永年保存する。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表 3-13 を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)または植栽を実施する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)の 3 の 3-2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	合計面積(ha)	備 考
10 ろ, 12 い～は, 13 い～に, 14 い, 14 ろ, 15 い 16 い, 16 ろ, 17 い, 18 い～は, 19 い～に, 20 い 20 ろ, 20 に, 20 ほ, 21 い, 24 ろ, 24 は, 25 ろ 25 は, 26 い～へ, 27 い, 27 ろ, 28 い, 28 ろ 29 い～ほ, 30 い～り, 31 い～へ, 34 ろ～ぬ 36 ろ～へ, 37 い～へ, 38 い, 38 ろ, 39 に 41 い～に	1458.94	

4 森林法第 10 条の9第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させる。

5 その他

該当なし。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				
			初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)		-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うつ閉（樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行う。

また、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施する。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1 回目) 6 月上旬～ 7 月上旬 (2 回目) 7 月下旬～ 8 月下旬	2 年生～ 10 年生	年 1～ 2 回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの 1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年 2 回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の被害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。

枝打ち	スギ ヒノキ	11 月～5 月	11 年生～ 30 年生	最大 8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林において は、林内の光環境に応じ、必要に応じ て実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林におい ては、無節で完満な良質材を生産す る場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打 ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変す ることから気象害に遭うおそれがある ため、極力避けること。
除伐	全樹種	5 月～7 月 (9 月～3 月)	11 年生～ 25 年生	1 回～ 2 回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等 を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない 樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6 月上旬～ 7 月上旬	11 年生～ 30 年生	必要に応 じて 2～3 回	枝打ち、除伐と並行して実施すること が望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流化しないように適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成 24 年 8 月 28 日付 24 森推第 333 号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な処置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の育成が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クスギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定める。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行う。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定める。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内の人工林においては、原則として、植栽による更新を図ること。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法による。

施業種		施 業 の 方 法
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の1を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。
間 伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35％以内の伐採とする。
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70％以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	11い, 13い, 16い, 20い, 20ろ, 20に, 20ほ, 21い, 21ろ, 21は, 21に, 21へ, 24ろ, 24は, 25ろ, 25は, 26い, 26ろ, 26は, 26に, 26ほ, 26へ, 27い, 28い, 29い, 30は, 30に, 30ほ, 30へ, 30と, 30り, 31い, 31ろ, 31は, 31に, 31ほ, 31へ, 34ろ, 34は, 34に, 36い, 36ろ, 36は, 36に, 36ほ, 36へ, 38い, 38ろ, 39い, 39ろ, 40い, 40ろ, 40は, 41い, 41ろ, 41は, 41に	981.17
	長伐期施業を推進すべき森林	11ろ, 12い, 12ろ, 12は, 21と	110.75
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	13い, 13ろ, 13は, 13に, 14い, 14ろ, 15い, 16ろ, 17い, 19ろ, 19は, 19に, 19ほ, 19へ, 20は, 20に, 20ほ, 20へ, 21ほ, 23い, 23ろ, 23は, 24い, 25い, 26い, 27ろ, 28い, 28ろ, 29ろ, 29は, 29に, 29ほ, 30い, 30ろ, 30ち, 34い, 34ほ, 34へ, 34と, 34ち, 34り, 34ぬ, 35い, 37い, 37ろ, 37は, 37に, 37ほ, 37へ, 39は, 39に, 40に, 40ほ	680.47

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	1 い, 1 ろ, 1 は, 2 い, 2 ろ, 2 は, 3 ち, 10 い, 11 い, 11 ろ, 12 い, 12 ろ, 12 は, 21 と	209.32
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	13 い, 13 ろ, 13 は, 13 に, 14 い, 14 ろ, 15 い, 16 ろ, 17 い, 18 い, 18 ろ, 18 は, 19 い, 19 ろ, 19 は, 19 に, 19 ほ, 19 へ, 20 は, 20 に, 20 ほ, 20 へ, 21 ほ, 23 い, 23 ろ, 23 は, 24 い, 24 ろ, 25 い, 26 い, 27 ろ, 28 い, 28 ろ, 29 ろ, 29 は, 29 に, 29 ほ, 30 い, 30 ろ, 30 ち, 34 い, 34 ほ, 34 へ, 34 と, 34 ち, 34 り, 34 ぬ, 35 い, 37 い, 37 ろ, 37 は, 37 に, 37 ほ, 37 へ, 39 は, 39 に, 40 に, 40 ほ	788.87
快適環境形成機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	3 い, 3 ろ, 3 は, 3 に, 3 ほ, 3 へ, 3 と	43.18
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	5 い, 5 ろ, 5 は, 5 に, 6 い, 6 ろ, 6 は, 6 に	51.62
保健文化機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	2 に	5.52
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	5 い, 5 ろ, 5 は, 5 に, 6 い, 6 ろ, 6 は, 6 に, 7 い, 7 ろ, 7 は, 8 い, 8 ろ, 8 は	88.55

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
木材生産機能維持増進森林	水源涵養 ^{かんよう}	伐期の延長	11 い, 13 い, 16 い, 20 い, 20 ろ, 20 に, 20 ほ, 21 い, 21 ろ, 21 は, 21 に, 21 へ, 24 ろ, 24 は, 25 ろ, 25 は, 27 い, 28 い, 29 い, 30 は, 30 に, 30 ほ, 30 へ, 30 と, 30 り, 31 い, 31 ろ, 31 は, 31 に, 31 ほ, 31 へ, 34 ろ, 34 は, 34 に, 36 い, 36 ろ, 36 は, 36 に, 36 ほ, 36 へ, 41 い, 41 ろ, 41 は, 41 に	763.12
		長伐期施業	11 ろ, 12 い, 12 ろ, 12 は, 21 と	110.75
		択伐による複層林施業	13 い, 13 ろ, 13 は, 13 に, 14 い, 14 ろ, 15 い, 16 ろ, 17 い, 19 ろ, 19 は, 19 に, 19 ほ, 19 へ, 20 は, 20 に, 20 ほ, 20 へ, 21 ほ, 27 ろ, 28 ろ, 29 ろ, 29 は, 29 に, 29 ほ, 30 い, 30 ろ, 30 ち, 34 い, 34 ほ, 34 へ, 34 と, 34 ち, 34 り, 34 ぬ, 35 い, 37 い, 37 ろ, 37 は, 37 に, 37 ほ, 37 へ	541.71

	山地災害防止/土壌保全	長伐期施業	1 い, 1 ろ, 1 は, 2 い, 2 ろ, 2 は, 10 い, 11 い, 11 ろ, 12 い, 12 ろ, 12 は, 21 と	206.34
		択伐による複層林施業	13 い, 13 ろ, 13 は, 13 に, 14 い, 14 ろ, 15 い, 16 ろ, 17 い, 18 い, 18 ろ, 18 は, 19 い, 19 ろ, 19 は, 19 に, 19 ほ, 19 へ, 20 は, 20 に, 20 ほ, 20 へ, 21 ほ, 27 ろ, 28 ろ, 29 ろ, 29 は, 29 に, 29 ほ, 30 い, 30 ろ, 30 ち, 34 い, 34 ほ, 34 へ, 34 と, 34 ち, 34 り, 34 ぬ, 35 い, 37 い, 37 ろ, 37 は, 37 に, 37 ほ, 37 へ	647.84
	快適環境形成	長伐期施業	3 い, 3 ろ, 3 は, 3 に, 3 ほ, 3 へ, 3 と	43.18
		択伐による複層林施業	5 い, 5 ろ, 5 は, 5 に, 6 い, 6 ろ, 6 は, 6 に	51.62
	保健文化	長伐期施業	2 に	5.52
		択伐による複層林施業	5 い, 5 ろ, 5 は, 5 に, 6 い, 6 ろ, 6 は, 6 に, 7 い, 7 ろ, 7 は, 8 い, 8 ろ, 8 は	88.55
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	皆伐 ※人工林において主伐した場合は、原則として、植栽による更新を行うこと。	10 い, 11 い, 11 ろ	91.71

第5 委託を受けて行う森林施業または経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村における森林の所有規模は5ha未満の零細規模が多く、また、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっている。

このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、森林経営計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進する。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
 - ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図る。
 - ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進する。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
 - ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- (1) 森林所有者が自ら森林の経営管理を実行できない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、適切な森林管理を推進すること。
 - (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意すること。
- 5 その他
- 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。

また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成を予定する森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等、林業事業

体へ森林経営計画の作成を働きかける。

- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者または当該土地の所有者へ働きかける。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐または保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である場合は、森林所有者または当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図る。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。

4 その他

該当なし

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

（単位：m/ha）

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50

急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15
--------------	-----	------	---	------	---	------

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林においては、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を積極的に推進する。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行う。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年4月1日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha									
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
開 設	自動車道	林道	南箕輪村	大泉所山	1,000	384		①	
拡 張 (改良)	自動車道	林道	南箕輪村	大泉	330 (4)	974	○	②	
拡 張 (改良)	自動車道	林道	南箕輪村	大泉支線	30 (1)	108		③	

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理する。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努める。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行う。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年9月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知

長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知
-------------	-----------------------------------

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理する。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録する。また、異常を発見した場合は速やかに補修に努める。

4 その他

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし				

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進する。特に次代の森林・林業を担う 20 代から 30 代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等、林業事業体と一体となって支援する。

また、林業が水源涵養^{かん}や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努める。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等、林業事業体と実施する。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	村内一円	チェンソー プロセッサ トラクター フォワーダ	チェンソー プロセッサ スイングヤーダー ハーベスタ フォワーダ
造 林 保育等	地拵え、下刈り	チェンソー 刈払機	チェンソー グラップル付きバックホウ 刈払機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

特用林産物において、まつたけは地域の特産物になっている。諸政策の導入を図りながら、栽培施設の設備拡充・発生環境整備の促進を行い、産地化に向けて品質の向上・増産に努める。

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定める。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者及び南箕輪村鳥獣被害対策実施隊等からの情報収集により行う。

【別表4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	20, 21, 23, 38, 39, 40 林班	451.92

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じる。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 樹幹注入等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換施業

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知)」により実施する。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターの指導を元に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図る。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐の早期実施により健全な森林の維持に努める。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分する。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定する。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努める。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努める。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施する。

種名	対策
ニホンジカ	③ 管理捕獲や狩猟の推進 ④ 更新個所における防護柵、単木処理資材、忌避剤等による被害の未然防止 ⑤ 立木の剥皮被害防止のためのネット巻等の実施 ⑥ 防護柵による自然環境被害の軽減
ツキノワグマ	① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け ② 立木剥皮被害防止のためのテープ巻き、ネット巻きの実施 ③ 加害個体を選別しての捕獲
ニホンザル	① 棲み分けに向けた出没防止のための生息環境の整備(緩衝帯整備と森林整備の推進) ② 緩衝帯整備と連動した追い払い(モンキードッグなど)の実施による被害防除 ③ 群れを壊さず、加害個体を選別しての捕獲
ニホンカモシカ	① 防護柵、単木処理資材、忌避剤等による被害の未然防止 ② 被害防除対策を優先した上で、必要最低限の捕獲による個体数調整
イノシシ	① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け ② 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起する。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければならないため、南箕輪村では、火入れの許可に当たっては、南箕輪村火入れに関する条例により下記のことに留意する。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)
許可条件	期間(7 日以内) 面積(1 件当たり 5ha 以内) 従事者(1ha まで 15 人以上) (イ) 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 15 日前までに必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図(ないときは担当に相談) ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
該当なし	(被害名を記載)

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定する。

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備 考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大芝高原	0005 い 0005 ろ 0005 は 0005 に 0006 い 0006 ろ 0006 は 000 に 0007 い 0007 ろ 0007 は 0008 い 0008 ろ 0008 は	87.47	87.47					みんなの森(生活環境保全林整備事業施工

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施 業 の 区 分		施 業 の 方 法
		択伐複層林施業
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。
間 伐		単層林である場合、Ry0.85 以上の森林については、Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上
	方 法	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率 40%以下の択伐
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に 10 分の 7 を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 立木材積は、下層木を除いて Ry0.75 以上、伐採材積は、Ry0.65 以下となるよう伐採する。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

施 設 の 整 備
温泉施設、宿泊施設、野球場、テニスコート、グラウンド、屋内運動場、管理施設、林間広場、森林セラピーロード及びこれらに類する施設

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

大芝公園は、各種スポーツ施設をはじめ、温泉施設、キャンプ場等の施設設備が整い、従来から広域的なスポーツや憩いの場として親しまれてきている。施設の整備、維持に当たっては「大芝村有林森林整備基本計画」等に基づき進めている。

(3) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高	備 考
ヒノキ	25m	
アカマツ	25m	
その他	20m	

4 その他

該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画する。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
該当なし		

2 生活環境の整備

林業に従事するU・J・Iターン者等が地域に定住するために、空家情報の提供等を行う。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

信州大芝高原みんなの森は、森林セラピーロードを中心に、心身ともに癒される森であり、村民の憩いの場や健康づくりの場としての活用はもとより、観光振興につながるよう県内外に広くPRを進める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

大芝地区に現存する約 150ha の村有林は、伊那谷でも屈指の規模を持つ貴重な平地林であり、現在、都市化が進む村にあっては住宅地に近く、また交通の利便性が良いことから年間約 50 万人が訪れる「大芝高原」として利用されている。

その中にある大芝公園は、各種スポーツ施設をはじめ、温泉施設、キャンプ場等の施設設備が整い、従来から広域的なスポーツや憩いの場として親しまれてきている。また、公園に隣接する信州大芝高原みんなの森は、過去には経済林として位置づけられていたが、現在では森林セラピーロードの認定を受けたことにより、心身ともに癒される森として村民の憩いや健康づくりに利用されている。

そのため景観に配慮した保全を図るため、下刈り、不良木の除去、ぼう芽更新、カエデ類を中心とした特定広葉樹の植栽等の整備は「大芝村有林森林整備基本計画」に基づき、「大芝高原森林づくり実施計画」を策定し進める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組

大芝高原では、平成 19 年から開催している育樹祭などを通して住民参加による除間伐・下草刈り等の作業を計画的に実施し、森林整備を進めている。また、林内には中学校林と指定した区域（4.8ha）があり、引き続き中学校と協力しながら中学生の森林・林業体験を行っており、こうした取り組みを継続して行っていく。

また、村内の里山、平地林等についても動植物などに関心のあるボランティアや薪ユーザーと協働し、植樹・森林整備作業・植物の保護・ごみ拾いなど、森林の再生に向けた森林環境整備や間伐材の有効利用等を進める。

(2) その他

山林所有者と企業が協定を結び、森林の一部を企業が社会貢献活動の一環として整備を行う「森林の里親促進事業」を積極的に活用し、森林の整備に役立てていく。既に 1 社の企業と村が里親協定を締結し、森林整備に取り組んでいる。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

必要に応じて森林所有者の探索や意向調査等を実施し、森林経営管理事業を計画する。

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

平成 25 年 2 月 19 日付認定番号 24 第 2 及び平成 29 年 10 月 25 日付変 1-29 で認定を受けた南箕輪村森林経営計画に基づき、施業を実施する。期間満了後についても経営計画を作成し、継続した森林の整備計画を推進する。

(2) 森林協議会

村内の森林の保全及び利活用並びに林業の振興を図るため、「南箕輪村森林協議会」を設置。村林務行政全般に関して協議を行う。

(3) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地については、下表のとおりであり、当該地において森林施業等を実施する場合には、村教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意する。

名 称	地 区	名 称	地 区
二里沢遺跡	田畑	垣外遺跡	塩ノ井
曾利目遺跡	南原	柴宮遺跡	北殿
三本木原遺跡	南原	神子柴遺跡	神子柴
天王原遺跡	久保		

（図面の閲覧方法 南箕輪村ホームページ）

【計画策定の経過】

1 森林法第 10 条の 5 第 6 項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和5年 12 月	計画書案の諮問	南箕輪村森林協議会

2 公告・縦覧期間

(当初) 令和5年1月 20 日 ～ 令和5年 2 月 19 日

(第1回変更) 令和6年1月 25 日 ～ 令和6年 2 月 24 日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏 名	備 考
観光森林課	課長	有賀 仁志	
観光森林課森林デザイン係	係長	毛利 順二	
〃	主任	北原 佑奈	

4 森林法第 10 条の 12 の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備 考
上伊那地域振興局	林務課普及係	専門幹	熊谷 和広	

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
市町村ホームページ	計画樹立後 1 ヶ月以内	
広報掲載	令和6年4月	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	総 計			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	H22 年	14,607	7,271	7,336	2,399	1,251	1,148	2,443	1,271	1,172	3,295	1,705	1,590	3,610	1,814	1,796	2,860	1,230	1,630
	H27 年	15,058	7,477	7,581	2,445	1,276	1,169	2,305	1,197	1,108	3,331	1,486	1,845	3,599	1,819	1,780	3,378	1,480	1,898
	R2 年	15,641	7,764	7,877	2,517	1,278	1,239	2,393	1,236	1,157	3,164	1,629	1,535	3,864	1,982	1,882	3,703	1,639	2,064
構成比 (%)	H22 年	100	49.8	50.2	16.4	8.6	7.8	16.7	8.7	8.0	22.6	11.7	10.9	24.7	12.4	12.3	19.6	8.4	11.2
	H27 年	100	49.7	50.3	16.2	8.5	7.7	15.3	7.9	7.4	22.1	9.9	12.2	23.9	12.1	11.8	22.4	9.8	12.6
	R2 年	100	49.6	50.4	16.1	8.2	7.9	15.3	7.9	7.4	20.2	10.4	9.8	24.7	12.7	12.0	23.7	10.5	13.2

(出典：南箕輪村 指定区別年齢別男女別人口調)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	H17 年	7,369	634	9	2	645	3,085		3,582	57
	H22 年	7,570	535	10	0	545	2,882		3,871	272
	H27 年	7,654	492	17	0	509	2,863		4,093	189
構成比 (%)	H17 年	100	8.6	0.1	0.1	8.8	41.9		48.6	0.7
	H22 年	100	7.0	0.1	0	7.1	38.1		51.2	3.6
	H27 年	100	6.4	0.2	0	6.6	37.4		53.5	2.5

(出典：南箕輪村 村勢要覧)

2 森林転用面積

年次	総数	工場・ 事業場用地	住宅・ 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
R3 年	0ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(出典：上伊那地域振興局林地開発台帳)

3 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	R3 年	963.89	153.72	810.17	751.35	58.82
構成比 (%)	R3 年	100	16	84(100)	78(93)	6(7)

(出典：R3 森林簿データ)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	325	10～20ha	7	50～100ha	1
1～5ha	31	20～30ha	3	100～500ha	3
5～10ha	2	30～50ha	5	500ha 以上	1
総数					378

(出典：R3 森林簿データ)

4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在
該当なし		

5 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(平成 28 年現在)

	事業所数	従事者数(人)
全製造業(A)	112	2, 165
うち木材・木製品製造業(B)	－%	－%
B/A	－	－

(出典：南箕輪村 村勢要覧)

6 林産物の生産概況

種類	素材	パルプ・チップ	苗木	ナメコ
生産量	39,806 m³	0m3	23,700 本	1265.3t

(出典：H29 長野県木材統計、H30 得苗成績報告、H29 特用林産物生産統計調査)

7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

該当なし。